

エレベータ、リフトを起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型	労働者 規模
2017	1	18~ 19	商品搬入先にて、2階で商品搬入用リフトを1階より上げ内側のドアを開けたら床とリフトに段差があったので再度ドアを閉めて操作ボタンを押したがその際リフトが動かず、再度ドアをあけた際に突然リフトが1階まで落ち、そのときに床とリフトの間に左足の指（親指、人差し指）が巻き込まれ骨折をした。	25	11703	7	30 ~ 49
2017	2	9~10	工事用エレベータ（以下EV）試運転のため、EVポストを昇り、天井ハッチを閉めたところEVが動き出し、外側からEV天井手摺に安全帯のフックを掛けていた被災者が上昇するEVに引っ張られた。安全帯が破損し、約4~5mの高さから墜落した。	47	11702	1	30 ~ 49
2017	2	14~15	空調工事において、送風機をアッパーにて屋根上に荷揚げ作業中、アッパーのマストが折れ送風機が落下し、腰部に当たり負傷した。	64	30203	4	1~ 9
2017	2	16~17	労働者派遣先にて倉庫内作業を行っていた際、2階から業務用エレベーターにカゴ台車を載せ1階で降ろす作業をしていたところ、エレベーター扉（上下に開閉、3m×3m、240kg）が4mの高さから落下した。後頭部、背中、臀部に衝突した。前方に弾き出されるように転倒した。後に、扉を保持していたワイヤーが切れたことが原因と分かった。	40	170101	4	100 ~ 299
			大きな音がして、従業員が見に行くと床に倒れている状況であった。救急車で病院に搬送され治療を受けたが夜に死亡が確認され				

2017	2	18~19	た。発生状況と誰も見ていた者がいない為、推測となるが、一人での作業中にゴンドラに商品と自身が一緒に乗りゴンドラから転落をしたのか、それとも会社からはゴンドラには乗らないように伝えられている為商品だけをゴンドラに乗せて上げた後に自身も2階に上がりゴンドラから商品を取ろうとしている最中に落下したのかは不明である。	43	80209	1	10 ~ 29
2017	3	11~12	病院内エレベーターで昼食配膳に行く時、エレベーターが閉まりはじめ配膳車にぶつかってしまいそうになったので手で押さえた時、右手親指第一関節を剥離骨折した。	63	80209	6	30 ~ 49
2017	3	11~12	エレベーターの定期点検中、かご上に乗りガイドレールの清掃を行っていたところ、2階と3階中間付近にて右側ガイドローラーとガイドレールの上に左手人差し指全体を挟みこんで負傷した。不安全状態として、作業時に安全スイッチを遮断していなかったこと、低速上昇運転を自らおこないながら作業していたことが挙げられる。	36	11702	7	100 ~ 299
2017	4	22~ 23	顧客先にてエレベーターの故障修理（部品交換）作業中に、故障修理のためにVベルトを交換した。試運転時に誤って、当該Vベルトとポンププーリーに指を挟み負傷した。	53	170209	7	10 ~ 29
2017	4	16~ 17	昇降機設置工事中、主ロープの掛け間違いに気付き、復旧方法を検討し再度主ロープの掛け間違いを確認する為、カウンタープーリー部まで左手にて主ロープをガイドしながらエレベーターを降ろした際、左手人差し指が主ロープとカウンタープーリー間に挟まれた。	23	30201	7	100 ~ 299
2017	4	15~ 16	店内1F後方エレベーターで、商品の納品作業中、雨が降り出したので急いで荷物を屋内に引き込み、仕分けと2階へ移動を行っている最中、エレベーター1F到着後開延長ボタンを押し忘れて台車を引き込んでいたところ、途中でエレベーターの扉が閉まり両腕を挟まれ、安全装置が動いてすぐに扉が開いたが、挟まれた際に驚いて無理に腕を引き抜こうとし、左肘下を受傷した。	29	80201	7	100 ~ 299
							300

2017	4	8～9	自転車で出社し、地下駐輪場へのスロープを下る際、路面が直前の雨で濡れていたためタイヤがスリップし転倒した。	45	170209	3	～ 499
2017	4	10～11	工場内で昇降リフトに乗って2Fから1Fに降りる時に、リフトが突然落下し、左足かかとを骨折した。	69	11301	3	1～ 9
2017	4	23～24	スタッカー内にパン箱が詰まり、停止ボタンを押したつもりが別スタッカーの停止ボタンを押した。その後スタッカー横のリフト上で詰まったパン箱を取り除く作業を行っていたところ、リフトが下降し、バランスを崩して左側柵に左わき腹を強打した。	62	10104	3	500 ～ 999
2017	4	17～18	施設内ダムウェーターにてゴミを降ろす際、手動の扉で手を挟み右手中指を骨折した。	31	130201	7	50 ～ 99
2017	4	17～18	施設内ダムウェーターにて、ゴミを降ろす際手動の扉で手を挟み、右手中指を骨折した。	31	170101	7	100 ～ 299
2017	5	13～14	当社の施設にてイベントの用意でエレベーターで椅子を運んでいた際、椅子2脚を運んでいたがエレベーターが狭かったため、降りる際に椅子とエレベーターの間に右手首を挟んだ。	18	130201	7	50 ～ 99
2017	5	9～10	厨房内のエレベーターにて、下膳車をエレベーター内に運び入れる最中に、エレベーターの扉が閉まってきて、左肘に接触した。その際、左手で台車を持っていたままだったため、左手首に強い力が加わり、骨にひびが入った。	57	80409	7	10 ～ 29
2017	5	8～9	出勤の際、4階から店内エレベーターに乗ろうと右足を踏み出したところ、エレベーターの床が30cmほど下がっていた為、全体重が右足にかかり右膝の靭帯を痛めた。	51	80201	2	100 ～ 299
			スーパーマーケットにて、水産業務に付随する片付け中、バックヤード搬入口にある、高さ約1.5メートルの昇降機で、カギ手を使って荷物を運搬中に、荷物に取り付けたカギ手が外れバランスを崩し				50

2017	5	16～ 17	た。昇降機の上段から下段へ頭部及び背部より落下しそうになったため、自ら飛び降りた。着地の際に踵から落ち、しばらくその場で安静にしていたが、重心のかかった左足かかところが腫れ出して立ち上がれなくなった。	67	170101	1	～ 99
2017	5	15～ 16	派遣先事業所ビル内の地下1階エレベーターでエレベーターを降りる際に、乗り降りする人が多く、被災者が降りるタイミングが悪く、ドアが閉まってしまったため、ドアに挟まれ、打ち身・内出血をしてしまった。	50	170209	7	100 ～ 299
2017	5	16～ 17	バックヤード搬入口で水産業務の片付けをしている時、カギ手を使用しバケツを運ぶ作業中にカギ手が外れ、はずみでバランスを崩し昇降用リフトの上段から下段へ自ら飛び降りた。その際に踵を強打ち、安静にしていたが腫れがひどく歩行困難になった。	67	80209	3	30 ～ 49
2017	5	13～ 14	休憩終了時にエレベーターで地下2階から1階へ移動し降りる時に、段差があるのに気が付かず後足（右）のつま先が段差（フロアとエレベーター内の）に引っ掛かり、飛んで行って右手からフロアに転倒し、右手首を骨折した。	64	140101	2	100 ～ 299
2017	6	17～ 18	厨房のエレベータ前で配膳台の2台目をエレベータに入れようとしたところ、扉が閉まりかけた。急いで開けようとしたが、扉に押され、左側に体ごと倒れた。その際に左足の側面をコンクリートの床に強打ち、左足小指下の骨折と左足左側面の打撲をした。	57	10109	2	10 ～ 29
2017	6	14～ 15	ガントリークレーンのエレベーターの定期点検を実施しようとケージ上に昇り、ラックギヤのオイル塗布作業を開始した。手動操作にて上昇作業中、不用意に右足をエレベーター上部の手すりの外に出していたため、エレベーター2階乗り込み口の踊り場鉄柱に、右足首を挟み負傷した。	25	50202	7	10 ～ 29
2017	6	12～ 13	配膳車をエレベーターにて昇降する際、扉に右手中指を挟んでしまった。	46	80209	7	1～ 9

2017	6	10~11	垂直搬送機を用いてパレットを上げる作業を行っている時、パレットで垂直搬送機の床面を突いてしまい、レールから外れた。外れた床面を手でレールに噛ませようとした時、その床面を支えきれずに落下させ、指が挟まれてしまった。	36	40301	7	100 ~ 299
2017	7	17~18	店内ペット売場ペットフードを品出し、補充している時に、すぐそばに脚立があり、ペットフードの缶詰1箱（重量8.1kg）を持ちあげて振り向いた時に、目の前にあった脚立にぶつかり手に持っていたペットフードの缶詰1箱（重量8.1kg）を右足首に落としてしまい負傷した。	50	170202	7	300 ~ 499
2017	7	14~15	エレベーター点検作業を行うため、手動でエレベーターを上昇させていた際エレベーターから枠外に右足かかとうが出ていることに気付かず近づいてきた2階ステージとエレベーター床面との間に右足かかとうが挟まれ負傷した。	22	11702	7	50 ~ 99
2017	7	18~19	病院事業所の2階廊下を通過してエレベーターを半分くらい入った所でエレベーターに配膳車を乗せている時に延長ボタンを押さなかったのでしばらくしたらエレベーターのドアが閉まってきて配膳車とエレベーターのドアの間に右腕が挟まり負傷した。	63	80209	7	10 ~ 29
2017	7	11~12	新築工事現場において、型枠解体材をロングエレベーターにて搬出中、ロングエレベーターから荷降しをする際積み込んだ型枠材の上にあがってEVゲートを降ろそうとしたところ、ゲートのすき間に型枠材が挟まりその衝撃で型枠材が割れてその反動でバランスを崩し、型枠材の上から転落したもの。（高さ約1m70cm）	35	30201	1	1~ 9
2017	7	11~12	車検整備中リフトアップした車両に乗り込み車両から降りる際にリフトのアームに足が引っ掛かり転倒、左手で床につき左手親指を骨折した。リフトを十分下段まで、下げずに少し上った状態で降り降りした為転倒した。	20	80202	2	10 ~ 29
		11~	牛の枝肉洗浄作業のため昇降台に乗り作業を行っていたとき、台を下げようと操作ペダルを踏み込んだが台が下がらず、チェーンブ				10

2017	7	12	ロックの鎖だけが動いた。少し遅れて鎖が緩んだ分だけ一気に下がり、台と共に落ち、右足踵を骨折した。	74	150105	1	～ 29
2017	7	18～ 19	終業後、帰宅するため事業所内8階のエレベーターに乗ろうとしたとき、先に乗っていた他の職員が「開」ボタンを押していたにもかかわらず、ドアが急に閉まり、右肩を強打した。	63	80409	7	100 ～ 299
2017	7	14～ 15	第9棟2Fより、作業用ラックを1Fに1人で下ろそうとしたとき、通常は昇降台をボタン操作で2Fに上げ、昇降台が2Fにあることをランプ点灯で確認してからシャッターを開け荷物を搬入するところ、昇降台が2Fにあると思い込み、ランプ点灯を確認せず、シャッターを開けて作業用ラックを引っ張る形で後ろ向きで搬入しようとした。しかし、昇降台は2Fではなく1Fにあったため、そのまま転落した。シャッターを開け、昇降台を目視確認することなく、後ろ向きに荷物を搬入したことが原因である。	56	10806	1	30 ～ 49
2017	7	9～ 10	工場内リフトにて、金型を出す時に台車が引っ掛かり、戸開が開けにくかったため、下戸開を足で踏んで強引に開けたため、リフト上戸開きが勢いよく開き、上戸開に添えていた右手を壁にぶつけ負傷した。	45	11209	3	30 ～ 49
2017	7	10～ 11	エレベーター定期点検時のピット作業終了後、ピットから出るため、同僚と合図しあい、エレベーターを自動運転で1Fから2Fへ動かしたとき、誤ってかごの下のワイヤーロープとシーブの間に右手指を挟まれて、中指・環指・小指を負傷した。	29	11702	7	10 ～ 29
2017	9	13～ 14	顧客先において、エレベーターの法定検査における、主ロープの調査・検査をしているとき、エレベーターの主ロープの検査を実施していた。誤って、シーブとロープの間に指を挟み、負傷したものである。	47	170209	7	1～ 9
			当社整備工場の車輛昇降リフトの台座が、最下位置より約10cm位上昇した位置で停止していた。被災者は、自分の持ち場の作業場に				

2017	9	14~ 15	戻るときに、近道を通ろうとして、工場内の通路を逸れて、そのリフト台座の上を通行しようとした。その際に、そのリフト台座が上昇していたことに気付かずに、台座につまずいて身体のバランスを崩して転倒した。転倒した際に、移動式ライトテスターという機械に右耳を打ちつけ被災した。	65	11502	2	1~ 9
2017	10	8~9	第二工場焼成室で、鉄板移載リフターのエアシリンダー2台のうち奥側の1台が動作不良のため、左手を伸ばして調整を行っていたら、突然シリンダーが下降したことで左手親指の付根付近を挟まれた。	27	170101	4	30 ~ 49
2017	10	11~ 12	当社店舗の倉庫において、冷凍食品を2階から1階へ移送するため、リフトに積み込んだ後、階段で1階へ下りたが、まだリフトが1階に到着していなかった。リフトが腰の高さまで下がった所で、完全に止まらないうちに商品を降ろそうとして前に出過ぎたため、降りてきたリフトに右足のつま先を挟まれて親指と中指を負傷した。	58	80209	7	10 ~ 29
2017	11	4~5	エレベーターに荷物の入ったロールボックスを搬入、後閉ボタンを押したところ、扉が下りてくる際にロールボックスの上部に引っ掛かってしまった。それを外そうとロールボックスを引いた際に扉が上から頭、背中に落下し損傷した。	47	170101	4	100 ~ 299
2017	11	17~ 18	集荷先である荷主様方の2階から、重量のある宅急便を数個1階へ運ぶ為、鉄製の台車に積み付け、その台車を荷役専用の昇降機に載せる際、過積載の為重量オーバーとなり昇降機の内カゴが落下した。台車のハンドルから手を放すのが遅れ、昇降機投入口と台車ハンドルに指が挟まり、右手人差し指の先端7mmを切断してしまう事故である。	38	40301	7	50 ~ 99
2017	11	15~ 16	当社工場内にて手動ハンドリフト（クレーン）を移動させる際に、屋外との段差をリフトが転倒し、リフトと地面の間に挟まれ股関節を負傷した。	65	11301	5	1~ 9
							10

2017	11	19～ 20	店舗内にてリフトを使い食材の積み下ろし作業中に、物が引っ掛かり開閉している扉が勢いよく閉まった為、指を挟む。	41	140201	7	～ 29
2017	11	16～ 17	荷物を運ぶエレベーターで製品を運んでいてエレベーターを開ける際に、エレベーターのドアと上の壁の部分で指を挟みひびが入った。	21	10109	7	～ 29
2017	12	1～2	元請からの受注物件において、エレベーターシャフト内（エレベーターが昇降する空間）の除塵作業中、掃除機の先端部のブラシが落下しエレベーターの下部に引っかかっていたことが確認できたので回収しようとオペレーターと打ち合わせのうえ、上昇させた際に落下防止用手すりとシャフト内の梁との間に顔を挟んで負傷した。	26	150101	7	～ 29
2017	12	16～17	カーリフト用モーターの交換時に、左足を滑らせ転倒し、その際に左肘および左脇腹を強く打撲した。	59	11702	2	～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html